

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び検疫法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

○感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令（平成十年政令第四百二十号）  
（第二条関係）

（傍線の部分は改正部分）

| 改 正 案   | 現 行   |
|---|---|
| <p>（三種病原体等）<br/>第二条 法第六条第二十二項第四号の政令で定める病原体等は、次に掲げるものとする。<br/>一、十一（略）</p> <p>（四種病原体等）<br/>第三条 法第六条第二十三項第十一号の政令で定める病原体等は、次に掲げるものとする。<br/>一、二（略）</p> <p>（疑似症患者を患者とみなす感染症）<br/>第四条 法第八条第一項の政令で定める二類感染症は、結核、重症急性呼吸器症候群（病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る。）及び鳥インフルエンザ（病原体がインフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルスであつてその血清型がH5N1であるものに限る。次条第九号において「鳥インフルエンザ（H5N1）」という。）とする。</p> <p>（獣医師の届出）<br/>第五条 法第十三条第一項の政令で定める感染症は、次の各号に掲げる感染症とし、同項に規定する政令で定める動物は、それぞれ当該各号に定める動物とする。<br/>一、八（略）<br/>九、鳥インフルエンザ（H5N1）<br/>十、<u>新型インフルエンザ等感染症</u>、<u>鳥類に属する動物</u></p> | <p>（三種病原体等）<br/>第二条 法第六条第二十一項第四号の政令で定める病原体等は、次に掲げるものとする。<br/>一、十一（略）</p> <p>（四種病原体等）<br/>第三条 法第六条第二十二項第十一号の政令で定める病原体等は、次に掲げるものとする。<br/>一、二（略）</p> <p>（疑似症患者を患者とみなす感染症）<br/>第四条 法第八条第一項の政令で定める二類感染症は、結核及び重症急性呼吸器症候群（病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る。）とする。</p> <p>（獣医師の届出）<br/>第五条 法第十三条第一項の政令で定める感染症は、次の各号に掲げる感染症とし、同項に規定する政令で定める動物は、それぞれ当該各号に定める動物とする。<br/>一、八（略）<br/>（新設）<br/>（新設）</p> |

○検疫法施行令（昭和二十六年政令第三百七十七号）  
（第三条関係）

改正案

（政令で定める検疫感染症）  
第一条 検疫法（以下「法」という。）第二条第三号の政令で定める感染症は、デング熱、鳥インフルエンザ（病原体がインフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルスであつてその血清型がH5N1であるものに限る。別表第二において「鳥インフルエンザ（H5N1）」という。）及びマラリアとする。

（停留の期間）

第一条の三 法第十六条第三項の政令で定める期間は、次の各号に掲げる感染症の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間とする。

- 一〜四 (略)
- 五 マールブルグ病及び新型インフルエンザ等感染症（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第六条第七項に規定する新型インフルエンザ等感染症をいう。別表第二において「新型インフルエンザ等感染症」という。） 二百四十時間

（実費）

第五条 法第三十二条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定により徴収する実費は、次に掲げるものとする。

- 一〜六 (略)

別表第二（第二条関係）

|             |              |
|-------------|--------------|
| 区分          | 手数料の額        |
| (略)         | (略)          |
| 人又は貨物       | (略)          |
| に対する検疫感染症の  | 一件につき 三、五〇〇円 |
| 新型インフルエンザ等感 |              |
| 染症          |              |

現行

（政令で定める検疫感染症）  
第一条 検疫法（以下「法」という。）第二条第二号の政令で定める感染症は、インフルエンザ（病原体がインフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルスであつてその血清型がH5N1であるものに限る。別表第二において「インフルエンザ（H5N1）」という。）、デング熱及びマラリアとする。

（停留の期間）

第一条の三 法第十六条第二項の政令で定める期間は、次の各号に掲げる感染症の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間とする。

- 一〜四 (略)
- 五 マールブルグ病 二百四十時間

（実費）

第五条 法第三十二条第一項及び第二項（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定により徴収する実費は、次に掲げるものとする。

- 一〜六 (略)

別表第二（第二条関係）

|               |              |
|---------------|--------------|
| 区分            | 手数料の額        |
| (略)           | (略)          |
| 人又は貨物         | (略)          |
| に対する検疫感染症の    | 一件につき 三、五〇〇円 |
| インフルエンザ（H5N1） |              |
| （一）           |              |

（傍線の部分は改正部分）

|     |                      |                    |       |        |        |
|-----|----------------------|--------------------|-------|--------|--------|
| (略) | 病原体の有<br>無に関する<br>検査 |                    | デング熱  | 一件につき  | 二、四〇〇円 |
|     | (略)                  | 鳥インフルエンザ<br>(H5N1) | 一件につき | 三、五〇〇円 |        |

|     |                      |      |              |       |        |
|-----|----------------------|------|--------------|-------|--------|
| (略) | 病原体の有<br>無に関する<br>検査 |      | デング熱<br>(新設) | 一件につき | 二、四〇〇円 |
|     | (略)                  | (新設) | (新設)         |       |        |

| 改 正 案  | 現 行  |
|--|--|
| <p>（警備課）<br/>第三十八条（略）<br/>一、三（略）<br/>四 特定物質（化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律第二条第三項に規定する特定物質をいう。以下この号において同じ。）及び特定病原体等（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第六条第十九項に規定する特定病原体等をいう。以下この号において同じ。）を使用したテロリズム（広く恐怖又は不安を抱かせることによりその目的を達成することを意図して行われる政治上その他の主義主張に基づく暴力主義的破壊活動をいう。第三十九条第一号において同じ。）が行われることを防止するための特定物質及び特定病原体等の防護に関すること。<br/>五、九（略）</p> | <p>（警備課）<br/>第三十八条（略）<br/>一、三（略）<br/>四 特定物質（化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律第二条第三項に規定する特定物質をいう。以下この号において同じ。）及び特定病原体等（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第六条第十八項に規定する特定病原体等をいう。以下この号において同じ。）を使用したテロリズム（広く恐怖又は不安を抱かせることによりその目的を達成することを意図して行われる政治上その他の主義主張に基づく暴力主義的破壊活動をいう。第三十九条第一号において同じ。）が行われることを防止するための特定物質及び特定病原体等の防護に関すること。<br/>五、九（略）</p> |

○国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和三十四年政令第四十一号）  
（第五条関係）

（傍線の部分は改正部分）

| 改正案  | 現行   |
|--|--|
| <p>第二条の二（略）</p> <p>一（略）</p> <p>二 被保険者のうちに原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第十七号）第一条に規定する被爆者（以下この条において「被爆者」という。）である者又は感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第十四号）第二十六条において読み替えて準用する同法第十九条若しくは第二十条の規定により、同法第六条第十五項に規定する第二種感染症指定医療機関に入院する結核患者（以下この条において「結核患者」という。）が含まれていること。</p> <p>三〇七（略）</p> <p>二〇五（略）</p> <p>一〇一（略）</p> | <p>第二条の二（略）</p> <p>一（略）</p> <p>二 被保険者のうちに原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第十七号）第一条に規定する被爆者（以下この条において「被爆者」という。）である者又は感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第十四号）第二十六条において読み替えて準用する同法第十九条若しくは第二十条の規定により、同法第六条第十四項に規定する第二種感染症指定医療機関に入院する結核患者（以下この条において「結核患者」という。）が含まれていること。</p> <p>三〇七（略）</p> <p>二〇五（略）</p> <p>一〇一（略）</p> |

○激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令（昭和三十七年政令第四百三号）  
（第六条関係）

（傍線の部分は改正部分）

| 改 正 案   | 現 行   |
|---|---|
| <p>（事業ごとの地方公共団体の負担額）</p> <p>第七条 法第四条第一項に規定する法第三条第一項各号に掲げる事業ごとの都道府県の負担額又は前条に規定する法第三条第一項各号に掲げる事業ごとの市町村の負担額は、その年に発生した激甚災害について、次に定めるところにより算出した金額を合算した金額とする。</p> <p>一 都道府県若しくは市町村又はその機関が施行する事業（児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第四十条に規定する児童厚生施設及び同法第四十四条の二に規定する児童家庭支援センター並びに感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第一百四十四号）第六条第十六項に規定する結核指定医療機関（以下この条及び第十二条において「児童厚生施設等」という。）に係る事業を除く。）で国が費用の一部を負担し、又は補助するものについては、法令の規定又は当該事業に関する主務大臣の定めるところにより当該主務大臣が激甚災害の発生後遅滞なく算定した事業費の額（法令の規定により当該費用に充てる収入金があるときは、その収入金の額を当該事業費の額から控除した額とし、以下「査定事業費の額」という。）から国が負担し、又は補助する額を控除した金額</p> <p>二（七）（略）</p> <p>2 法第三条第一項第五号から第十号までに掲げる災害復旧事業に係る前項の査定事業費には、一の施設についてその復旧に要する費用の額が六十万円（児童福祉法第三十九条第一項に規定する保育所及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第六条第十二項に規定する感染症指定医療機関（同条第十六項に規定する結核指定医療機関を除く。）については、三十万円）未満のものは、算入しないものとする。</p> | <p>（事業ごとの地方公共団体の負担額）</p> <p>第七条 法第四条第一項に規定する法第三条第一項各号に掲げる事業ごとの都道府県の負担額又は前条に規定する法第三条第一項各号に掲げる事業ごとの市町村の負担額は、その年に発生した激甚災害について、次に定めるところにより算出した金額を合算した金額とする。</p> <p>一 都道府県若しくは市町村又はその機関が施行する事業（児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第四十条に規定する児童厚生施設及び同法第四十四条の二に規定する児童家庭支援センター並びに感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第一百四十四号）第六条第十五項に規定する結核指定医療機関（以下この条及び第十二条において「児童厚生施設等」という。）に係る事業を除く。）で国が費用の一部を負担し、又は補助するものについては、法令の規定又は当該事業に関する主務大臣の定めるところにより当該主務大臣が激甚災害の発生後遅滞なく算定した事業費の額（法令の規定により当該費用に充てる収入金があるときは、その収入金の額を当該事業費の額から控除した額とし、以下「査定事業費の額」という。）から国が負担し、又は補助する額を控除した金額</p> <p>二（七）（略）</p> <p>2 法第三条第一項第五号から第十号までに掲げる災害復旧事業に係る前項の査定事業費には、一の施設についてその復旧に要する費用の額が六十万円（児童福祉法第三十九条第一項に規定する保育所及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第六条第十一項に規定する感染症指定医療機関（同条第十五項に規定する結核指定医療機関を除く。）については、三十万円）未満のものは、算入しないものとする。</p> |



○豪雪に際して地方公共団体が行なう公共の施設の除雪事業に要する費用の補助に関する特別措置法施行令（昭和四十年政令第三百八十二号）  
（第七条関係）  
（傍線の部分は改正部分）

| 改正案  | 現行   |
|--|--|
| <p>（政令で定める公共の施設）<br/>第一条（略）<br/>一〇八（略）<br/>九 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第六条第十二項に規定する感染症指定医療機関（同条第十六項に規定する結核指定医療機関を除く。）</p> | <p>（政令で定める公共の施設）<br/>第一条（略）<br/>一〇八（略）<br/>九 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第六条第十一項に規定する感染症指定医療機関（同条第十五項に規定する結核指定医療機関を除く。）</p> |



○沖繩振興特別措置法施行令（平成十四年政令第二百二号）  
（第八条関係）

（傍線の部分は改正部分）

| 改 正 案         |              | 現 行   |   |
|---------------|--------------|---|---|
| 別表第一（第三十八条関係） |              |   |   |
| 項<br>(略)      | 事業の区分<br>(略) | 感染症<br>指定医<br>療機関   | 感染症<br>指定医<br>療機関   |
|               |              | 感染症の予防及び感染症の患者に対<br>する医療に関する法律（平成十年法<br>律第百十四号）第六條第十四項に規<br>定する第一種感染症指定医療機関及<br>び同條第十五項に規定する第二種感<br>染症指定医療機関の整備 | 感染症の予防及び感染症の患者に対<br>する医療に関する法律（平成十年法<br>律第百十四号）第六條第十三項に規<br>定する第一種感染症指定医療機関及<br>び同條第十四項に規定する第二種感<br>染症指定医療機関の整備 |
| (略)           | (略)          | (略)   | (略)   |
| 別表第一（第三十八条関係） |              |   |   |
| 項<br>(略)      | 事業の区分<br>(略) | 感染症<br>指定医<br>療機関   | 感染症<br>指定医<br>療機関   |
|               |              | 感染症の予防及び感染症の患者に対<br>する医療に関する法律（平成十年法<br>律第百十四号）第六條第十四項に規<br>定する第一種感染症指定医療機関及<br>び同條第十五項に規定する第二種感<br>染症指定医療機関の整備 | 感染症の予防及び感染症の患者に対<br>する医療に関する法律（平成十年法<br>律第百十四号）第六條第十三項に規<br>定する第一種感染症指定医療機関及<br>び同條第十四項に規定する第二種感<br>染症指定医療機関の整備 |
| (略)           | (略)          | (略)   | (略)   |

国庫の負担又  
は補助の割合

十分の七・五

国庫の負担又  
は補助の割合

十分の七・五

国庫の負担又  
は補助の割合

十分の七・五

○地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）  
（附則第五条関係）

（傍線の部分は改正部分）

| 改正案   |  | 現行  |  |
|---|--|---|--|
| <p>別表第一 第一号法定受託事務（第一条関係）</p> <p>政令<br/>（略）<br/>（削除）</p> |  | <p>別表第一 第一号法定受託事務（第一条関係）</p> <p>政令<br/>（略）<br/>（削除）</p>   |  |
| <p>（削除）</p>   |  | <p>（削除）</p>   |  |
| <p>（削除）</p>   |  | <p>（略）</p> <p>インフルエンザ（H5N1）を指定感染症として定める等の政令（平成十八年政令第二百八号）</p>   |  |
| <p>（略）</p>  |  | <p>（略）</p> <p>第二条第一項において準用する法第十二条（第四項及び第五項を除く。）、第十三条、第十七条、第十八条（第五項及び第六項を除く。）、第十九条（第二項及び第七項を除く。）、第二十条（第六項及び第八項を除く。）、第二十一条から第二十三条まで、第二十五条、第三十八条第二項（第一種感染症指定医療機関に係る部分に限る。）、及び第五項、同条第八項及び第九項（第一種感染症指定医療機関に係る部分に限る。）、並びに第六十四条第一項の規定により都道府県、保健所を設置する市又は特別区が処理することとされている事務</p> |  |